

## 7. 問題行動への対応

### (1) 校内暴力（生徒相互の場合）

対応の手順	
暴力発生	暴力行為に関する事案が発生する。（発生と発覚は同時でない場合がある。）傷害が発生した場合は、校内における生徒の事故と同様の対応をして、以下の措置をとる。
事情聴取	双方の生徒に事情を聞き、事件に発展するまでの経緯や暴力の事実関係について把握をする。
指導	暴力はいかなる場合でも許されない行為であることを指導し、双方の言い分に対するきめ細かな指導を行う。
保護者への連絡	事件の全容、学校がとった措置等（事情聴取と指導）について双方の保護者に連絡をして、今後の指導について理解と協力を願う。誤解や感情のもつれ等がないよう、配慮した言動をとる。
校内連絡	事件の全容並びに指導の経過等について副校長（教頭）に報告し、全職員にも今後の指導の協力を要請する。副校長 → 校長
事後処理	その他、処理・対応すべき事項 ※状況によっては、校長が判断し関係機関へも連絡する。 ・関係機関等への対応　　・事故報告書等の作成　　・再発防止策等の検討 〔注意〕賠償・補償問題については、学校側は関与しない。

### (2) 校内暴力（対教師暴力）

対応の手順	
暴力発生	暴力行為に関する事案が発生する。
事情聴取	生徒指導担当（主として生徒指導主事）が当該生徒に対して、教育相談的に事情を聴取する。（事情聴取に当たっては、慎重に行う。）当事者の教職員については、副校長（教頭）が事情を聞く。教職員が病院に行く必要があるときは、教職員の校内事故に準じて対応し、その後に事情を聞く。副校長 → 校長
職員会議	聴取した事情等から事件の全容を確認し、今後の対応のあり方（生徒への対応、職員の留意点）について検討し、全教職員協力して指導に当たっていくことを共通理解する。
保護者連絡	事件に至るまでの経緯を含めた全容について知らせ、今後の学校の指導についての理解を求め、協力を要請する。
事後処理	その他、処理・対応すべき事項 ※状況によっては、校長が判断し関係機関へも連絡する。 ・関係機関等への対応　　・事故報告書等の作成　　・再発防止策等の検討 ・県教委への報告 ※被害届を出すか否かについては、生徒の人権にも配慮し、校長が判断する。保護者に対しても十分な説明が必要となる。

## 暴力対応の記録

被害者氏名	(男・女)	生徒の場合	学年・級	保護者名	
住 所			電話番号		

加害者氏名	(男・女)	生徒の場合	学年・級	保護者名	
住 所			電話番号		

事件発生の 日 時			
発生場所			
搬送先病院 及び容体等			
事件発生の 原因となっ た状況	被害者からの聴取内容	加害者からの聴取内容	
暴力事件に 至った背景			
今後の指導 について			
生徒の場合 保護者連絡			
特記事項			

(3) いじめ

対応の手順	
いじめ発覚	生徒および保護者等からいじめ被害の報告を受ける。 (アンケート等の集計結果から、いじめの発生を察知する場合もある。)
初期対応	いじめが認められた場合には、生徒指導主事またはいじめ不登校対策委員会の委員および管理職に速やかに報告する。 いじめに関する情報を受けた生徒指導主事等は、いじめを認知した場合は、いじめ不登校対策委員会の関係職員に報告し、情報の共有化を図る。 速やかにいじめ不登校対策委員会を開き、調査の方針について決定する。 副校長 → 校長
実態調査	生徒の調査（聴き取り）に当たっては、いじめ不登校対策委員会の職員の他、生徒にとって望ましい職員を選任する。また、必要に応じて生徒指導部に協力を要請する。
委員会審議	事実関係が把握された時点で、いじめ不登校対策委員会において、指導および支援の方針を決定する。 調査の結果で、重大事態であると判断した場合は、校長が県教育委員会へ直ちに報告する。 ※必要な場合には生徒へのアンケート調査を実施する。 ※専門的な支援などが必要な場合には、県教育委員会および警察署等の関係機関へ相談する。 ※指導および支援方針の変更等が必要な場合は、隨時いじめ不登校対策委員会で決定する。
保護者連絡	解決を第一に考え、保護者およびその他の関係者との適時・適切な情報の共有化を図る。
事後処理	その他、処理・対応すべき事項 ※状況によっては、校長が判断し関係機関へ連絡する。 ・報道機関等への対応　　・事故報告書等の作成　　・再発防止策等の検討 ・県教委への報告 ※いじめの場合は、被害者の保護者がいじめ発生の時点で、警察や教育委員会に連絡している場合もある。

※いじめの防止・対応に関する具体的方策等については、別冊「県立都城泉ヶ丘高等学校・附属中学校いじめ防止基本方針」を参照すること。

いじめ対応の記録

	氏名	性別	クラス	担任氏名	保護者氏名	連絡先電話番号
被害者		男・女				
		男・女				
		男・女				
		男・女				
加害者		男・女				
		男・女				
		男・女				
		男・女				
いじめ発生の日時						
発生場所						
いじめ発生の原因となった状況	被害者からの聴取内容			加害者からの聴取内容		
いじめに至った背景						
今後の指導の留意点						
保護者への連絡状況						
特記事項						

# いじめの「重大事態」への対応

宮崎県教育委員会

## I 「重大事態」の判断と県教育委員会への第一報

### 判断及び県教委への第一報のポイント

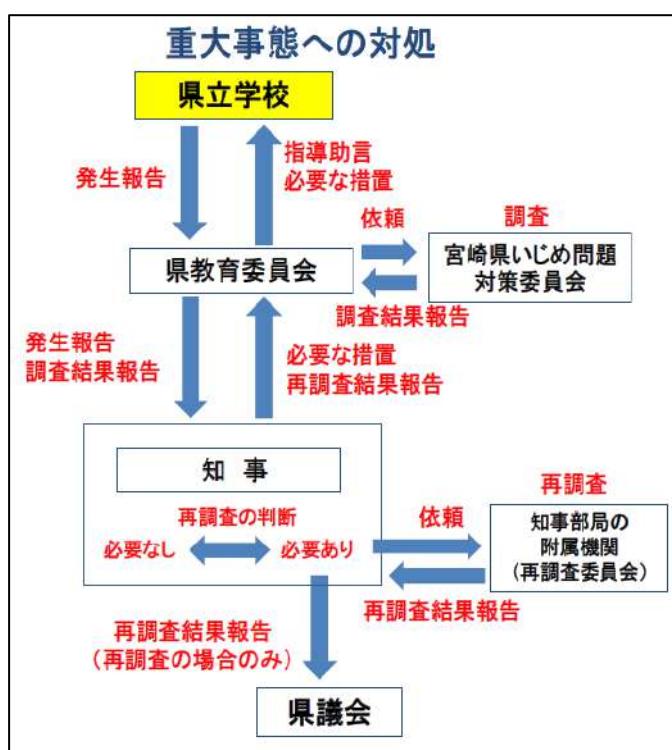
- いずれの事案においても判断のポイントは「重大事態に該当するかもしれない」という疑いがあると認めるとき
- 判断は客観的・多面的に行う
- 疑われる事案が「重大事態」か否かの判断は、学校からの第一報をもとに県教育委員会と協議する。

重大事態に該当するとわずかでも考えられる事案・判断に迷う事案については県教育委員会への第一報を速やかに

「いじめ防止対策推進法」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」では、「重大事態」及び「重大事態の判断」を次のように定義しています。今後、「県教育委員会への第一報の時期」については下のとおり取り扱うこととします。

「重大事態」とは	「重大事態」の判断の目安	県教育委員会への第一報の時期
いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるととき。(法第28条第1項第1号より)	○児童生徒が自殺を企図した場合(例)自死行為(未遂含む) ○身体に重大な傷害を負った場合(例)骨折、打撲傷、火傷等 ○金品等に重大な被害を被った場合(例)金銭・所持品を脅し取る等 ○精神性の疾患を発症した場合(例)うつ病等の精神疾患等	⇒ 学校がその事案を認知したとき(当日)
いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるととき。(法第28条第1項第2号より)	⇒ 概ね30日程度の欠席 (事案によっては30日を待たずに判断)	⇒ 連続で1週間欠席したとき、又は連続ではないものの欠席日数が7日間になったとき
児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。(基本的な方針より)	⇒ いじめの有無や因果関係とは別に、児童生徒や保護者の申立てがあり、上記のいずれかの要件を満たす場合。	⇒ 児童生徒や保護者からの申立てがあったとき(当日)

## II 「重大事態」が発生した際の対応の流れ



### 調査のポイント

- 「いつから」「誰から」「どのような行為が行われたのか」を明確に
- 事実にしっかりと向き合うこと
- いじめの被害者やその保護者の心情に寄り添うこと
- 資料等は過去の分も含め、全て整理・保管すること

### 「重大事態」とは

県立学校で重大事態が発生時の調査は、県教育委員会が設置している調査委員会が行います。しかし、調査委員会による調査以前に、学校でも可能な限り詳細な調査を行い、再発防止につなげる必要があります。

## IV 再発防止策の策定・報告

### 再発防止策の策定・報告のポイント

- 再発防止策は、学校の基本方針の見直しも含め、いじめ防止に向けた日常的な取組まで含める。
- 重大事態発生時には再発防止策について発生から1ヶ月以内に県教育委員会へ報告

学校においていじめが発生した場合、重大事態か否かにかかわらず、事実を明らかにし、再発防止に努める必要があります。

【相談・報告窓口】県教育庁 人権同和教育課 生徒指導・安全担当 TEL0985-26-7238 FAX0985-32-4476

#### (4) 盗難

対応の手順	
盜難発生	盜難に関する事案発生の報告を受ける。
↓ 初期対応	報告を受けた教職員は、生徒の場合には、生徒指導主事に教職員の場合は、教頭と生徒指導主事に連絡する。教頭 → 副校長 → 校長 (盜難にあった物品、あるいは金銭の場合は金額、さらにその時間帯、場所および保管方法等の状況について) ※学校の備品等が盜難にあった場合は、事務長にも連絡する。
↓ 状況調査	生徒指導部を中心に盜難の状況を調査し、被害状況を把握する。全教職員にも報告し、協力を依頼する。(学校の備品等が盜難にあった場合は、事務長もしくは事務主任も調査に加わる。)
↓ 保護者連絡 警察署への連絡	被害者が生徒の場合は、保護者に連絡し事件の経緯について知らせ、今後の学校の対応についての理解を求め、協力を要請する。 盜難の状況によっては、被害状況をまとめた上、警察署に連絡する。
↓ 状況報告	盜難にあった物品の数量・金額、あるいは金銭の場合は、金額等について、その時間帯・場所および保管方法等の状況等について取りまとめる。
↓ 事後処理	その他、処理・対応すべき事項 ※状況によっては、校長が判断し関係機関(県教委等)へも連絡する。 ・関係機関等への対応　・事故報告書等の作成　・再発防止策等の検討 (全校集会・職員会議を開くなどして、生徒や職員に再発防止のための注意を促す。)
<b>留意事項</b> (予防措置についての指導もする)	
① 所持品への記名を徹底する。 ② 自転等の施錠(ダブルロック)を徹底する。 ③ 貴重品袋を活用するなど、貴重品の管理を徹底し、学校に不要な物を持ち込まない。 ④ 店内で買い物をする際に、安易にカバン・サブバッグ類を放置しない。 ⑤ 教職員は、職員室の机の中などに金銭類を保管したまま帰宅しない。	

**盗難事件対応の記録**

被害者 氏名	生徒の 場合	年 組	担任 氏名		保護者 氏名	
電話番号		保護者との連絡状況				

盗難発生の 日 時	平成 年 月 日 (曜日) 時 分
盗 難 場 所	
盜 難 の 被 害 状 況	1. 盗難のあった物品 ( ) ( ) 2. 盗難にあった金額 ( 円 ) 3. 保管状況 4. 目撃者の有無 ( 有 · 無 )
そ の 他 施 設 等 の 被 害 状 況	
対 応 状 況	
警 察 へ の 届 出 の 有 無	有 · 無 (理由: )
特 記 事 項	

## (5) 万引き, 窃盗, 恐喝

対応の手順	
事件発覚	万引きに関する事案発生を受報する。 (警察や店舗からの通報により発覚する場合が多い。)
初期対応	盗品（金銭も含む），時間帯，場所等の状況について，教頭あるいは副校長・事務長に報告する。→ 校長
状況調査	生徒指導主事が中心となり、事件の状況を事情聴取し，概要を把握する。
保護者への連絡 警察署への連絡	被害者（加害者）が生徒の場合、保護者に事件の概要を連絡する。万引きの場合は、被害店舗に行き謝罪するよう指示する。事件の内容によっては、状況を取りまとめた上、警察署に連絡する。
状況報告	生徒指導主事は、物品の数量・金額（金銭の場合は金額等），発生場所・時間帯および事件の状況について整理し、教頭（副校長）に報告する。→ 校長
事後処理	その他、処理・対応すべき事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故報告書等の作成</li> <li>・再発防止策等の検討</li> </ul> ※悪質、かつ犯罪性の高い場合は次の点も考慮する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関等への連絡</li> <li>・報道機関等との対応</li> <li>・県教委への連絡</li> </ul>
留意事項	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者を召喚し、学校側の指導内容・方針を知らせ、今後の指導の協力を要請する。</li> <li>・全教職員へ聴取した事情を説明し、今後の対応について理解を求める。</li> </ul>	

**万引き・窃盗・恐喝事件対応の記録**

加害者氏名		生徒の場合	クラス・保護者名	
電話番号			保護者との連絡状況	

被害者氏名		年齢		電話番号	
住 所					

事件発生の時刻	平成 年 月 日 (曜日) 時 分
事件発生場所	
事件の概要	
警察署への連絡の有無	
対応状況	
保護者との連絡状況	
特記事項	

## (6) 喫煙・飲酒

対応の手順	
事件発覚	喫煙に関する事案発生を受報する。 (喫煙については、タバコ等の所持が確認された場合も指導の対象とする。)
初期対応	報告を受けた職員は、生徒指導主事を通して教頭（副校長）へ報告する。（学級担任にも）→校長
事情聴取	問題行動のあった事実を保護者に通知し、今後の指導への協力をお願いする。 当該生徒に対しては生徒指導部が事情聴取する。
生徒指導部会	聴取した内容をもとに臨時の生徒指導部会を開き、今後の対応（生徒への指導、指導上の留意点等）について検討し、全教職員が協力して指導に当たることを共通理解する。（指導方法については、校長の決裁を得る。）
保護者への連絡	保護者召喚の形をとて、今後の指導について知らせ、学校の指導について理解を求め家庭の協力を要請する。
事後処理	その他、処理・対応すべき事項 ・事故報告書等の作成 ・再発防止等の検討

喫煙・飲酒事件対応の記録

クラス	年組番	氏名		性別	男・女	担任氏名	
保護者氏名		電話番号		備考			

事件発生日時	平成 年 月 日 (曜日) 時 分
事件発生場所	
事件の発生状況または原因	
対応状況	
保護者への連絡	
特記事項	

## (7) 性非行（被害・加害）

対応の手順	
事件発生・発覚	性非行に関する事案発生を受報する。
初期対応	事実を知った職員は、担任・生徒指導主事・教頭（副校長）に報告する。担任・生徒指導主事を中心に、その対応方法を検討する。→校長
事情聴取	事情聴取する場合、可能な限り同性の教職員が担当する。性被害者の場合は、特に、その心情に配慮しながら聴取する。人権保護の観点より、関係者以外に情報が漏れないように配慮する。 ① 生命の尊さ、人としての在り方・生き方 ② 法律的な問題 ③ 健全な男女交際の在り方
家庭へ連絡	生徒の人権の保護や心理的な面等に配慮しながら、保護者と十分に連携して一体となった指導を行う。
生徒への継続的指導	担任、生徒指導主事、保護者（状況によっては、養護教諭、教育相談係も追加）が連携し、観察指導を続ける。
全校生徒への指導	該当生徒の人権の保護に留意し、他の一般生徒に対しても性非行の加害者・被害者にならないよう、LHRや各種集会（学年・全校・男女別等）を通して自尊心を高める指導を行う。
事後処理	その他、処理・対応すべき事項 ・県教委への報告 ・性教育の専門家の派遣依頼 ・関係機関との連携（警察署） ・再発防止策の検討
<b>留意事項等</b>	
(性に関する問題行動例)	
事例 ① 出会い系サイト等の利用 ② 援助交際、不純異性交遊（本校生徒間、本校生徒と校外者、買売春等） ③ 性被害、性非行（痴漢、婦女暴行、猥褻行為等） ④ その他（ストーカー、声かけ事案、妊娠等） ⑤ セクシャル・ハラスメント	
(その他の注意)	
① 性に関することは、誇張されて噂になりがちなので、慎重な対応・対策が必要である。情報の漏洩防止に努め管理にも最大限の配慮が求められる。 ② 事件の再発を防止するために全校生徒に注意を促すとともに、保護者（場合によっては地域の住民や警察）に協力を要請する。 ③ 声かけ事案については、被害が他校にも広がる恐れがあるので、発生の情報は速やかに警察に連絡し、防止対策を依頼する。また、周辺の小中学校とも連携し情報の共有化を図る。	

**性に関する問題行動（被害・加害）対応の記録**

発生・発覚日時	平成 年 月 日( ) 時 分				対応者		
発生発覚の状況  関係する生徒							
	氏名		性別	男・女	クラス		担任名
	保護者名		住所電話				
	氏名		性別	男・女	クラス		担任名
	保護者名		住所電話				
事件の概要							
今後の指導について							
保護者への連絡・関係諸機関との連携							
備考							

## (8) 体罰・暴言・ハラスメント等

対応の手順	
体罰発生	体罰・暴言・ハラスメント等に関する事案発生を受報する。 (保護者からの連絡等により発覚する場合もある。)
初期対応	体罰・暴言・ハラスメント等を与えた場合は、直ちに校長・副校長（教頭）に報告しなければならない。
事情聴取	体罰・暴言・ハラスメント等を与えた職員に対して、校長・副校長（教頭）は速やかに事情聴取をする。
謝罪	管理職は、当該職員と共に保護者宅を訪問し、体罰・暴言・ハラスメント行為について謝罪する。 (理由はどうであれ、体罰は絶対に許されない。言い訳等は控えるようにし、保護者の意向によっては説明する程度に止める。) ※暴力、いじめ、体罰・暴言・ハラスメント等は、謝罪だけでは終らない場合があるので、誠意を尽くし慎重に対応する。
今後の対策	必要な会議を開き、今後の対応について検討する。体罰・暴言等の実態、それに至った背景等、指導の在り方と留意点、他の保護者や生徒への対応・指導、報道機関への対応について協議する。
事後処理	その他、処理・対応すべき事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故報告書等の作成</li> <li>・再発防止策等の検討</li> <li>・関係機関等への連絡</li> <li>・報道機関等との対応</li> <li>・県教委への連絡</li> </ul>

**体罰・暴言・ハラスメント等対応の記録**

被害者 氏名	(男・女)	クラス		担任 氏名		保護者 氏名	
住所				電話 番号			

加害者 職・氏名			
発生日時	平成 年 月 日( ) 時 分		
同発生場所			
搬送先病院 及び容体等			
事件発生の 原因となつ た状況	被害者からの聴取内容	加害者からの聴取内容	
体罰・暴言・ ハラスメント等の 事件に至つ た背景			
今後の対応 の留意点			
保護者連絡			
特記事項			

(9) 学校における情報の管理・漏洩等関係の事件

対応の手順					
漏洩等発覚	<p>情報漏洩等に関する事案発生を受報する。</p> <p>(情報の盗難、内部からの意図的漏洩、文書の管理不備による漏洩、ハッカーによる不法侵入、ホームページ等への不法書き込み、ウイルスによるデータ等の情報破壊などが該当する。)</p>				
初期対応	<p>被害の事実を確認した通報者は、直ちに事務長（副校長・教頭）に連絡する。 →校長</p> <p>通報事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害情報の種類（文書情報、デジタル情報）</li> <li>・被害情報の内容（○△に関する文書） (○△に関するデジタル情報)</li> <li>・情報の管理状況（□□室に保管、施錠）</li> <li>・被害発生の日時（年、月、日、時、分）</li> </ul> <p>関係職員（校長、副校長・教頭、事務長、教務、生徒指導、情報担当）による会議。</p> <p>デジタル情報の場合は、宮崎県研修センターの情報相談課へ連絡する。</p>				
状況調査	<p>被害状況・内容を詳細に調査する。</p> <p>事態の重大さを考え、緊急かつ重要なものより当面の対応を行う。</p> <p>(被害の拡大を防ぐ。特にデジタル情報については通信の遮断など。)</p>				
関係機関への連絡	<p>被害の状況・内容によっては、関係機関や警察署へ連絡する。</p> <p>事情聴取：学校関係者（校長、担当教職員、生徒等） 警備関係者（警備員、機械警備担当者） 保守管理業者（デジタル情報の場合）</p>				
事後処理	<p>その他、処理・対応すべき事項</p> <p>※事件の重大性によっては、校長が判断して、関係機関に報告する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">・事故報告書等の作成</td> <td style="width: 50%;">・再発防止策案の作成</td> </tr> <tr> <td>・関係機関等への連絡</td> <td>・県教委への連絡</td> </tr> </table>	・事故報告書等の作成	・再発防止策案の作成	・関係機関等への連絡	・県教委への連絡
・事故報告書等の作成	・再発防止策案の作成				
・関係機関等への連絡	・県教委への連絡				

**情報の管理・漏洩等関係の事件対応の記録**

漏洩件名		通報者氏名	
被害発生の日時	平成 年 月 日 (曜日) 時 分頃		
被害の場所			
被害の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の種類</li> <li>・情報の内容</li> <li>・保管の状況</li> </ul>		
その他の被害			
対応の状況			
関係機関及び警察への届出			
特記事項			

## (10) 差別事象

対応の手順	
事件発覚	差別事象（差別落書き、貶称語発言等）に関する事案発生を受報する。 落書きは目に触れないよう現場保存する。発言については明白な問題点を中心にその場で即関係生徒に指導を行う。
初期対応	事実を知った職員は、直ちに校長・副校長（教頭）に報告しなければならない。  いずれの場合も報告を受けた管理職は、それが差別事象（発言・落書き）と思われる場合（判断が難しいものも含む）は、県教委に速やかに報告する。
状況調査	事実を正確に把握する。  事象関係をきちんと確認しておくことは、その事象の分析や以後の取組の基礎となり大変重要である。このため人権教育担当者を含め、複数の者が立ち会って事実の確認を行う。 貶称語発言については、日時・場所は勿論、前後の発言、それをどういう意図で使ったのか、いつ頃どのようにして知ったのか、どの程度の認識があるか、周囲の反応はどうであったか、などの事実を客観的に把握する。
対応方針の決定	特に生徒の人権に配慮しながら細心の注意を払って慎重に進める。  落書きについては、関係者による現場確認をし、落書きの内容等の記録（日時、場所、発見者、写真等）を行う。
教育委員会報告	いじめ不登校対策委員会を主とした対策委員会を開催し、原因や背景を分析し、対応方針、指導方針、役割分担を決定する。
生徒への指導	事象の事実関係、発見以後の対応の経過、問題点・課題などを文章にまとめる。その際、何が問題なのかの差別性の確認、何が部落差別や人権問題に結びつかをはっきり確認する。また、事象の原因や背景をはっきりさせる。
関係保護者との連携	教育委員会へ連絡する。（初期対応段階での報告は別途判断）  直ちに当該学級で、本県の概要と何が問題かなどの分析を踏まえて、差別の不當性について指導する。他の学級においても、学年の実態に応じて差別落書きを取り上げ、その不當性を理解させるとともに、日常生活の中に生かせる人権感覚を身につけるよう指導する。
事後処理	保護者と連携しながら、本事象について、学校と家庭で一貫した指導になるよう努める。  その他、処理・対応すべき事項 ※事件の重大性によっては、校長が判断して、関係機関に報告する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事象報告書等の作成</li> <li>・再発防止策案の作成</li> <li>・関係機関等への連絡</li> <li>・県教委への報告</li> <li>・学校の実態に即した職員研修会の実施</li> </ul>

### 留意事項

- ・ 生徒による差別発言があった場合は、その場にいる職員が差別発言は絶対に許さないことを指導する。
- ・ 差別は人間として絶対に許されない行為であるとの認識に立って、迅速かつ組織的・計画的に対応する。
- ・ 本事象を全校の課題として受け止め、これまでの人権教育の内容や指導方法を見直し、一時的な指導で終わらないよう、計画的・断続的に指導の充実を図りながら取り組む。

### 差別事象対応の記録

関係者生徒氏名	性別	クラス	保護者氏名	電話番号

事象発生日時	
事象発生場所	
事象の状況	
教育委員会への報告の有無	
対応状況	
特記事項	

## (11) 薬物乱用

対応の手順	
事件発覚	薬物乱用に関する事案発生を受報する。
初期対応	事実を知った教職員は、生徒指導主事を通して、副校長（教頭）へ報告する。→ 校長
※警察補導のとき	
① 状況調査	関係生徒に事情聴取し、これまでの状況について正確に把握する。 ・生徒の生活状況や交友関係 ・薬物の入手先・方法、乱用に至った経緯等
② 保護者へ連絡	保護者に事件の概要を連絡する。 ・保護者は、関係機関への連絡を躊躇することがあるが、当該生徒心身の保護を第一に考えさせることを理解させる。
③ 警察署へ通報	警察からの情報でない場合、覚醒剤等の薬物乱用については、警察に通報する。
関係機関との連携	司法機関や医療機関と連携を図りながら、本人に行為の重大性及び身体への悪影響等を認識させるとともに、習慣化しないよう指導する。
事後処理	その他、処理・対応すべき事項 ・事件報告書等の作成 ・関係機関等への連絡 ・再発防止策案の作成 ・県教委への報告
留意事項	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生現場にいる時は、複数の教師で対応し、生徒の行為を中止させる。</li> <li>・その際は、生徒が正常な状態でないことを念頭に置き、本人、周囲の者、教師の安全には十分に注意する。</li> <li>・必要に応じて救急車を要請し、危険を感じたときはためらわずに警察に通報する。</li> <li>・当該生徒のプライバシーには十分配慮すること。</li> </ul>	

## 薬物乱用事件対応の記録

該当生徒氏名		クラス	年組番	性別	
保護者氏名		電話番号			

事件発生日時	平成 年 月 日 (曜日) 時 分
事件発生場所	
事件の状況	
警察署への連絡の有無	
対応状況	
保護者との連絡状況	
特記事項	

## (12) 自殺予告

対応の手順	
事件発覚	自殺予告に関する事案発生を受報する。
初期対応	電話による予告であれば、電話を受けた職員は落ち着いて、生徒の気持ちをつなぎ止めるよう共感的に話を聞き、動機やこれからの行動についてできるだけ情報を得る。 職員は、直ちに校長・副校長（教頭）へ報告する。
保護者へ連絡	保護者に事実を報告し、動機や最近の様子、本人の所在場所についての情報を得る。
対応方針の決定	管理職や関係職員で対応を協議し、情報の集約・外部との連絡・他の職員への連絡等、基本的な対応を決定する。 学校の対応方針を保護者に連絡し、学校と保護者が一体となった対応をとる。
関係機関へ連絡	教育委員会に報告するとともに、保護者の了解を得ながらPTA役員や警察署等に連絡し、以後の様々な段階で協力が得られるよう体制を整える。
所在の確認	保護者・友人からの情報をもとに、職員が分担して生徒の所在を確認する。立ち寄りが予想される場所の特定や地域割りにより、漏れのない搜索に努める。 ※所在が確認できた場合は、本人の気持ちを十分受け止め、保護者と連携を図りながら自殺防止に万全を期す。
事後処理	その他、処理・対応すべき事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事件報告書等の作成</li> <li>・再発防止策案の作成</li> <li>・関係機関等への連絡</li> <li>・県教委への報告</li> </ul> <p>※事件の状況によっては、精神科医や臨床心理士等の専門家と相談しながら対応する。</p>
留意事項	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺予告電話を直接受けた場合は、次の点に留意する。           <ol style="list-style-type: none"> <li>①電話の途中でメモにより周囲に状況を知らせる。複数で聞ける場合は、記録をとる。</li> <li>②「力になりたい」「理解しようとしている」ということが伝わるよう、共感的に聞く。</li> <li>③できるだけ時間をかけて、友人関係や家族関係、動機、これからの具体的な行動等についての情報を得ることに努める。</li> <li>④叱咤激励や説教、批判的な態度や問いただす質問等をしない。</li> <li>⑤本人を支える立場になれるなどを伝えながら、死ぬことだけは避けるように柔らかく説得する。</li> </ol> </li> </ul>	

## 自殺予告対応の記録

該当生徒氏名		クラス	年組番	性別	
保護者氏名		電話番号			

予告発生日時	平成 年 月 日 (曜日) 時 分
予告発生場所	
予告の状況	
対応状況	
保護者との連絡状況	
警察への連絡の有無	
特記事項	

### (13) 弾道ミサイル発射

対応の手順	
<p>Jアラート 受信</p> <p>「ミサイル発射。ミサイル発射。○○からミサイルが発射された模様です。建物の中、又は地下に避難してください。」</p>	<p><b>弾道ミサイル発射情報・避難の呼び掛け</b></p> <p>◆避難行動</p> <p>【生徒が屋外にいる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○近くの建物の中に避難し、床に伏せて頭部を守らせる。</li> <li>○近くに避難できる建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守らせる。</li> </ul> <p>【生徒が屋内にいる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動させる。</li> <li>○机の下に入って頭部を守らせる。机がない場合は、床に伏せて頭部を守らせる。</li> </ul>
<p>Jアラート 受信</p> <p>「直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難してください。ミサイルが落下する可能性があります。直ちに避難してください。」</p>	<p>↓</p> <p>〈日本に落下する可能性がある〉</p> <p>直ちに避難の呼び掛け</p> <p>直ちに上記の◆避難行動と同様の行動をとらせる。</p> <p>↓</p> <p>落下場所等についての情報収集</p> <p>↓</p> <p>追加情報があるまで引き続き屋内避難を継続</p> <p>↓</p> <p>追加情報（屋内避難解除、避難の継続等）の収集</p> <p>↓</p> <p>〈日本の上空を通過〉〈日本の領海外の海域に落下〉</p> <p>ミサイル通過情報 落下場所の情報</p> <p>↓</p> <p>屋内避難制は解除</p> <p>○不審なものを発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察、消防や海上保安庁に連絡する。</p>

#### 留意事項

- ・登下校中に発生した場合、地震発生時と同様に、そのとき入手した情報に基づき生徒が自らの判断で冷静に行動できるように事前指導をしておく。  
(テレビ・ラジオ・緊急放送、周囲の変化や行動等から情報を収集)

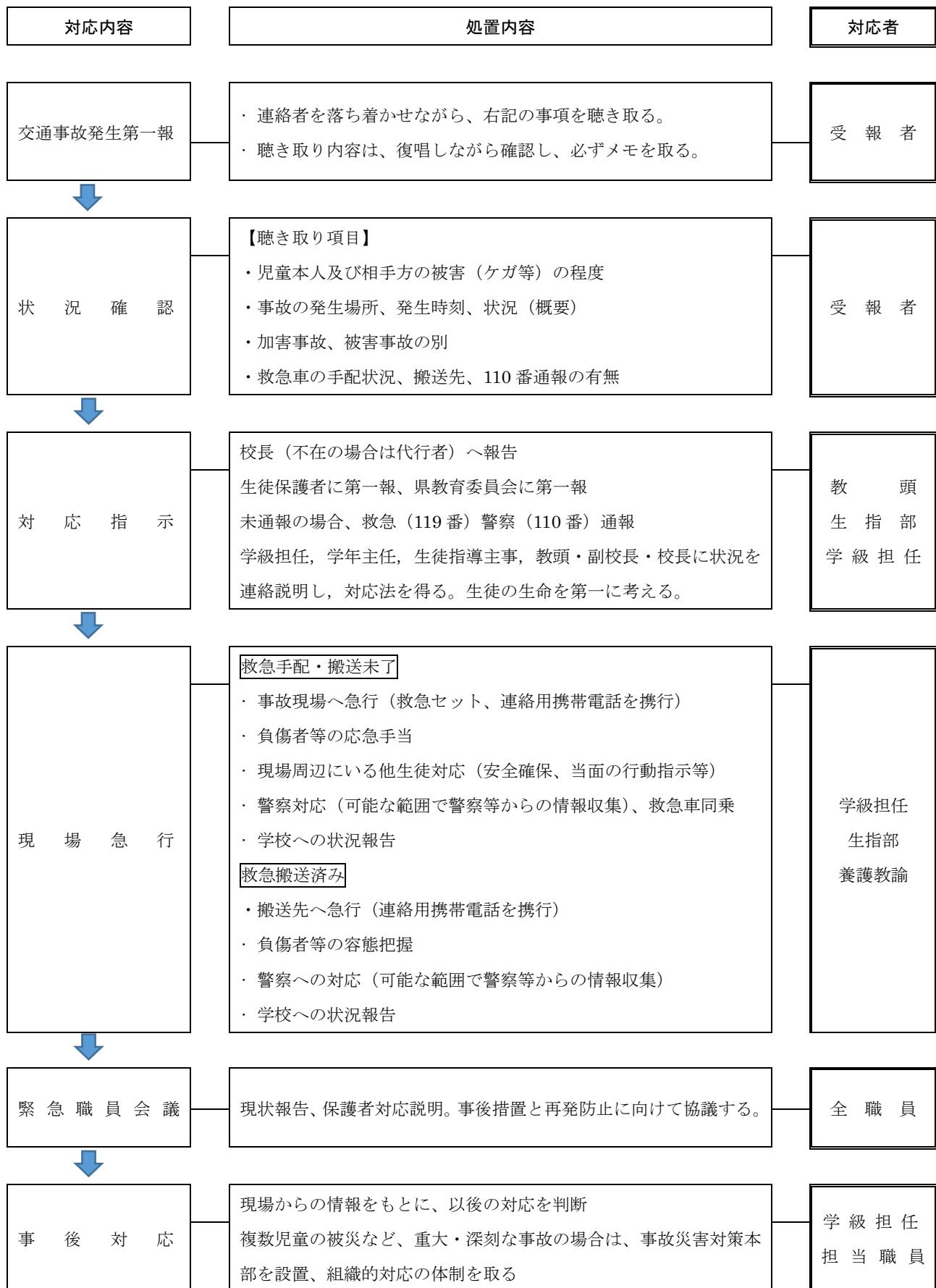
#### (14) 部活動の自主練習時における事故への対応

※ 本対応は、自主練習時における部員への適切な指示・指導があることを前提としている。

※ 本資料は、部顧問の手持ち資料とし、部員に具体的に指導をすることとする。

部員および職員の対応		
対応の手順	[校内に学校関係者がいる場合]	[校内に本校職員・警備員がいない場合]
事故発生	①部員は部顧問に連絡する。※部顧問は必ず連絡が取れるようにしておく。  ②部員は、直ちに校内にいる職員、または警備員に応援を求める。	①部員は部顧問に連絡する。 ※部顧問は必ず連絡が取れるようにしておく。 ※部顧問は可能な限り現場に急行する。 ※万が一、部顧問と連絡が取れない場合は、学級担任等、連絡が付く職員に連絡する。
初期対応	③部員は、傷や症状を把握する。(意識・呼吸・脈拍・出血・骨折等の確認)	②部員は傷や症状を把握し、部顧問に連絡する。 (意識・呼吸・脈拍・出血・骨折等の確認)
症状把握	④職員は応急措置・救急措置を行う。	③部員は応急措置・救急措置を行う。
応急措置	[症状が軽傷の場合]  ⑤職員は事故の状況と疾患の程度について部顧問、副校長(教頭)に連絡する。  ⑥部顧問は、保護者に事故の状況について報告する。	[症状が重傷(出血がひどい、頭を強打した、あるいは意識がない)の場合]  ④部員は症状を部顧問に連絡する。  ⑤部顧問は、保護者、副校长(教頭)に事故の状況と疾病の程度について連絡する。
救急連絡	[症状が重傷(出血がひどい、頭を強打した、あるいは意識がない)の場合]は ①以降の流れに従う。	[1] 部顧問は救急車要請の電話をする。(氏名、年齢、性別、クラス、傷病の程度等)  [2] 部顧問は保護者・家族および副校长(教頭)へ連絡する。(事故の状況、傷病の程度、搬送先病院等) 副校长は対応可能な職員を現場に向かわせる。  [3] 救急隊員の判断により病院へ搬送するが、搬送の際には職員(または部員1人)も付き添う。
病院搬送	救急車要請の目安 ○意識喪失の持続 ○けいれんの持続 ○多量の出血 ○広範囲のやけど ○事故の状況から重大事故の恐れのあるもの(頭部打撲・頸椎ねんざ、内臓破裂等)  救助者が守るべきこと(症状が重傷の場合) ①救助者の安全を確保、周囲の状況を観察、二次災害の防止に努める。 ②原則として、医薬品を使用せず、医療の対象とならない程度の傷病についての手当を行う。 ③あくまで医師や医療機関に引き継ぐまでの救命手当て、応急手当にとどめる。	[4] 部顧問または管理職は搬送先病院へ行き、生徒の容体を把握する。 (到着時刻、生徒・職員の容態、治療の状況等)
容体把握		

## (15) 交通事故発生時の対応



## 交通事故発生後の対応について

交通事故が発生した場合、管理職の判断の下、以下の対応が必要となります。

### 【1】初期対応

事故の第一報が学校に入った後、未通報の場合は、必要に応じて 110・119 番通報した上で、交通事故の現場に急行して事態を把握します。ほかの教職員と連携しながら、以下の対応を迅速に行います。

- 負傷者の応急手当及び安全確保
- 保護者への連絡
- 当事者の生徒の気持ちを落ち着かせる
- 周囲の生徒は安全確保を指示する
- 教育委員会等への連絡

### 【2】二次対応と対策本部

事故の情報を整理し、警察・医療機関・PTA 等と緊密に連携しながら、容体の把握、保護者への対応、今後の対応策、他の生徒への指導などを検討します。重大かつ深刻な交通事故の場合は、緊急の対策本部を設置し、迅速な対応を講じます。

### 【3】事故状況の調査・報告

事故発生状況や事故原因に関わる事実を調査・記録し、教育委員会等へ報告します。記録した情報は、再発防止に向けた安全管理・安全教育を再検討するために役立てます。

### 【4】当事者となった生徒への対応

事故当事者になった生徒自身がとるべき対応（警察等への通報、加害者の責任）があります。発達段階、生徒の理解不足、事故発生時の精神状態などにより、自らの力で適切に対応できない場合があります。事故後に生徒がとった行動を確認し、対応が不十分な場合は支援・指導を行います。

### 【5】心のケア

交通事故を経験することによって、心に深い傷を負った場合は専門家による心のケアが必要となります。特に、次のような場面を経験した場合は、事故当事者以外の生徒も含め、心的外傷後ストレス障害に発展する可能性が高くなりますので、適切なケアが求められます。

【警察への通報】 事故時の対応を理解。

すぐに警察に通報すること、相手当事者の車両ナンバーを覚えておくことなど

【加害者の責任】 加害者になった場合の責任についての理解。

生徒が加害者になった場合、本人及び家族の心的に大きな負担が生じるだけでなく、将来の進路等への影響が出る場合もあります。自転車に係る各種任意保険の加入をしておくことが重要です。

## (16) 運動部活動における頭頸部外傷等事故防止

### 頭頸部外傷への対応

すぐには立たせずに、意識障害の有無等をチェックします。意識障害が継続する場合は、直ちに救急車を要請する。また、脳振盪の一項目である意識消失（気を失う）から回復した場合も、速やかに受診し医師の指示を仰ぐことが重要。頭部打撲の場合、その後、6時間くらいは急変の可能性があるため、帰宅後の家庭での観察も必要となる。頸髄・頸椎の損傷が疑われる場合は、平らな床に速やかに寝かせた後、意識の状態、運動能力（まひ、筋力低下）、感覚異常（しびれ、異常感覚）、呼吸の状態の4つを確認することが必要であり、動かさないで速やかに救急車を要請するのが原則。動かすことによって重症にしてしまう危険性があるので、できるだけ救急隊に搬送してもらう。

## (17) 热中症の予防措置

### 热中症への対応について

けいれん、ふらつき、めまい、吐き気などは、热中症を疑う症状です。意識を失っている場合は、すぐに救急車を要請し、同時に应急手当を行う。意識がある場合は、涼しい場所に避難させ、衣服をゆるめて体を冷却し水分補給をさせる。症状が改善しない場合は、病院への搬送が必要。

### ① 暑さ指数を用いた活動判断

暑さ指数(WBGT)を用いた評価を行い、下表に基づいて判断する。公益財団法人日本スポーツ協会「热中症予防運動指針」

暑さ指数 (WBGT)	湿球温度 (注1)	乾球温度 (注1)	注意すべき生活活動の目安	日常生活における注意事項	热中症予防運動指針 <sup>(注1)</sup>
31℃以上	27℃以上	35℃以上	すべての生活活動で起こる危険性	外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。 特に生徒の場合には中止すべき。
28~31℃	24~27℃	31~35℃		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	厳重警戒(激しい運動は中止) 激しい運動などの体温が上昇しやすい運動は避ける。頻回に休憩を取り水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人は運動を軽減または中止。
25~28℃	21~24℃	28~31℃	中等度以上の生活活動で起こる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休息を取り入れる。	警戒(積極的に休憩) 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩を取り適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩を取る。
21~25℃	18~21℃	24~28℃	強い生活活動で起こる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意(積極的に水分補給) 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
21℃以下	18℃以下	24℃以下			ほぼ安全(適宜水分補給) 通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

(注1) 同指針補足 \*乾球温度(気温)を用いる場合には、湿度に注意する。湿度が高ければ、1ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する。

### ② 热中症防止の留意点

教育課程内外を問わず適切な热中症の防止措置を取る。

環境の留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 直射日光、風の有無：直射日光の下での活動や風がない状態での活動を避ける。</li> <li>● 急激な暑さ：梅雨明けなど急に暑くなったときには注意する。</li> </ul>
主体別の留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 体力、体格の個人差：肥満傾向の人、体力の低い人には注意する。</li> <li>● 健康状態、体調、疲労の状態：運動前の体調チェック、運動中の健康観察を行う</li> <li>● 衣服の状況など：衣服は軽装で透湿性や通気性のよい素材とし、直射日光は帽子で防ぐ。</li> </ul>
運動中の留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 運動の強度、内容、継続時間：ランニング、ダッシュ繰返しに注意する。また、プールは暑さを感じにくいが実際には発汗しているため脱水を起こしやすい。</li> <li>● 水分補給：0.1~0.2%程度の食塩水やスポーツドリンク等をこまめに補給する。</li> </ul>

### ③ 生徒に対する热中症に関する指導

热中症の未然防止に努め、暑い日には帽子を着用させる。こまめに水分を補給し、休憩を取るなど、热中症防止のための対応を取ること。気分が悪い、頭が痛いなど、体調に異変を感じた場合は、躊躇なく申し出させる。

## (18) 食物アレルギー・アナフィラキシーの未然防止

### ① 学校全体の組織的な食物アレルギーへの対応

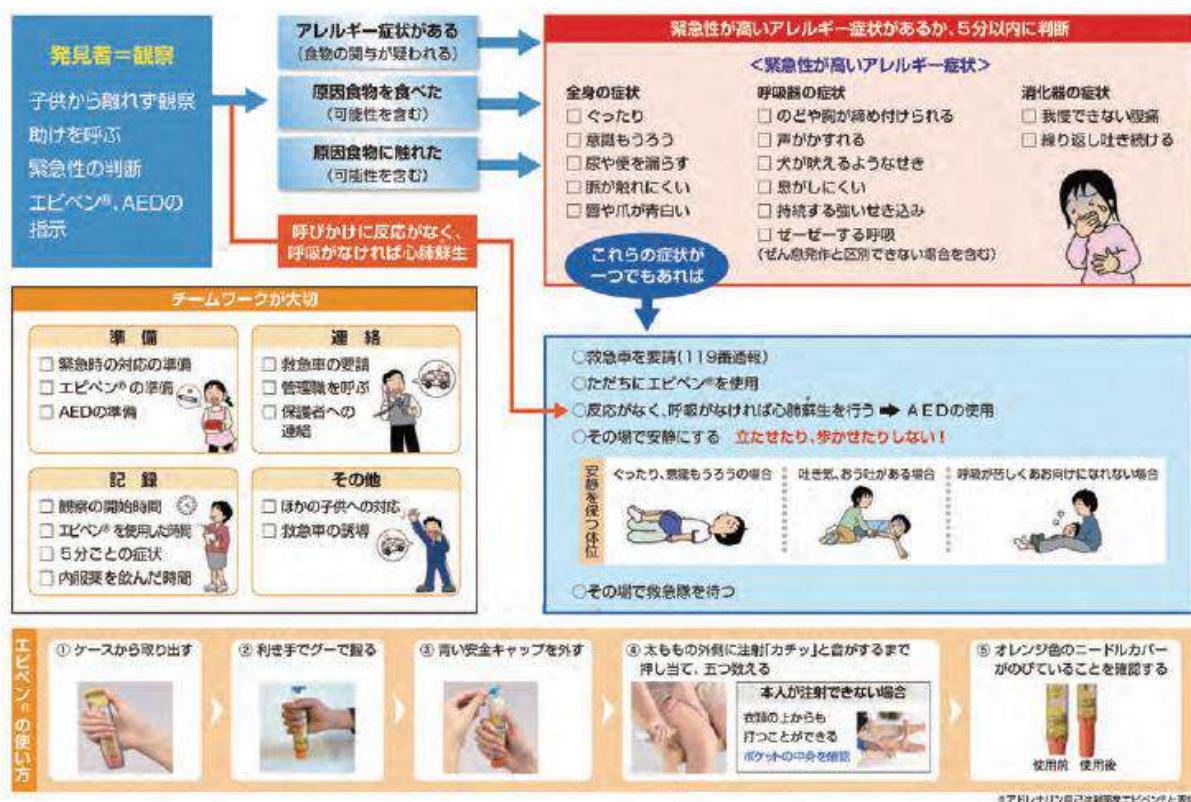
アレルギー疾患により、緊急の対応を要する症状が現れることがある。特に、アナフィラキシーは短時間のうちに重篤な状態に至ることがあり、迅速かつ適切な対応が必要。いざという時に、適切な対応がとれるようにするために、エピペン®の使い方など、日頃から実践的な研修や訓練を実施しておく。

入学前調査により、アレルギーや疾患に関する情報等を把握し、事故予防について協議し情報を共有する。

### ② 食物アレルギー対応に関する教職員の役割分担

全教職員	*食物アレルギーを有する生徒の実態や個別の取組プランを情報共有する。 *緊急措置方法等について共通理解を図る。
学級担任	*食物アレルギーを有する生徒の実態や個別の取組プラン、緊急措置方法等について把握する。 *個別面談をマニュアルに定められた者と一緒にを行う。
養護教諭	*食物アレルギーの把握や個別プラン、緊急措置方法等(応急処置、連絡確認等)を立案する。 *個別面談をマニュアルに定められた者と一緒にを行う。 *主治医・学校医・医療機関との連携を図り、応急措置の方法や連絡先を事前に確認する。

### 緊急時の対応フロー



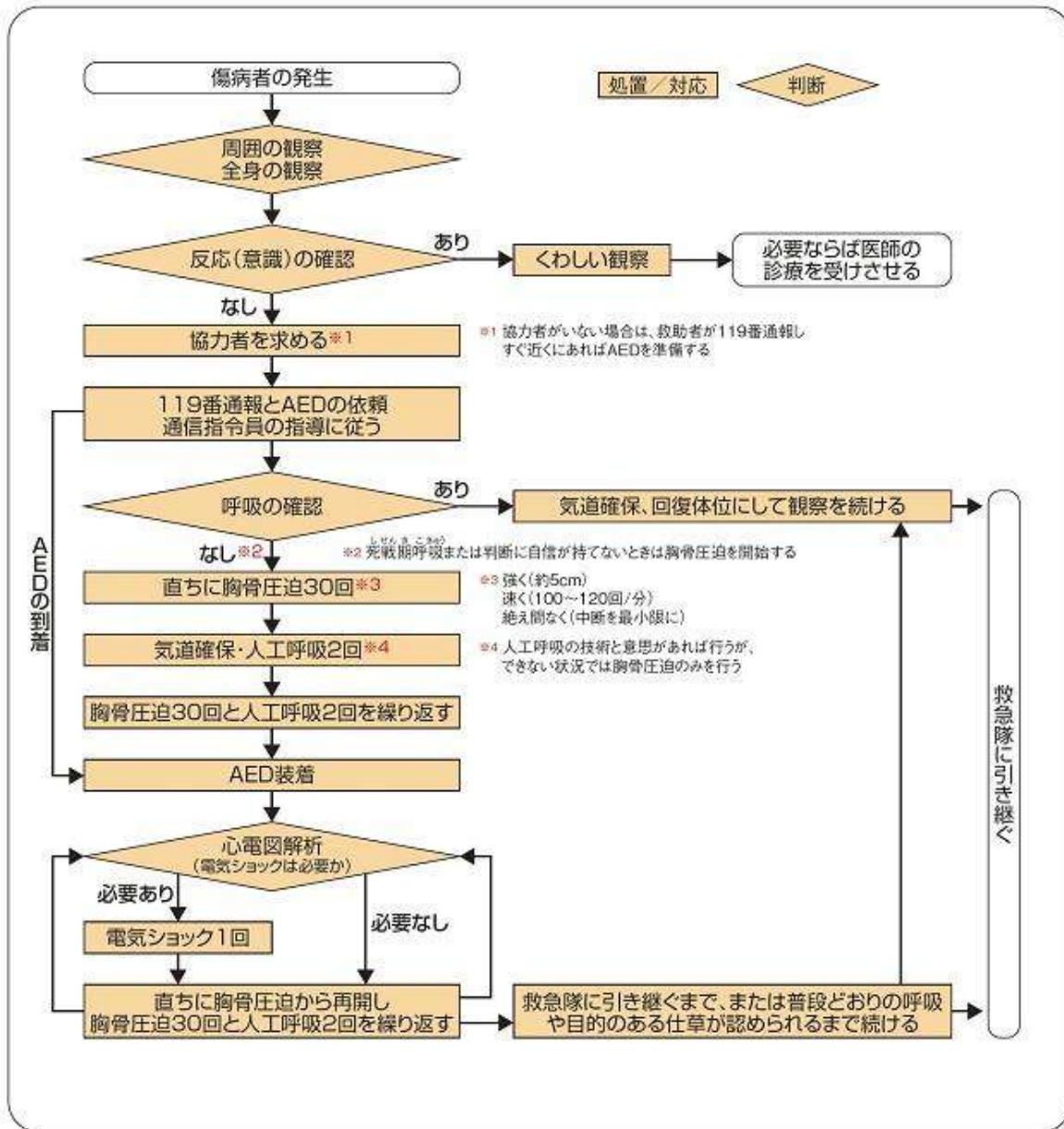
(「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン要約版」(文部科学省等 平成27年2月)より)

## (19) 応急手当等の留意点

### ① 初期対応

突然倒れた場合は「119 番」に通報し救急車が到着するまで間、心肺蘇生等の一次救命処置が求められます。事故等の態様によっては救命処置が一刻を争うことを理解し、行動しなければなりません。

- 被害生徒等の生命に関わる緊急事案は、管理職の報告よりも救命処置を優先させ迅速に対応する。
- 教職員は事故状況や被害生徒の様子に動搖せず、不安を軽減するように対応する。
- 応急手当を優先しつつ、事故等の発生状況や事故等発生後の対応及びその結果について、適宜メモを残すことを心掛け、一段落した時点でメモを整理する（応援教職員に記録担当の役割を指示する。）



救急車を手配するために 119 番通報をすると、消防の通信司令員から電話口で指示や指導が受けられるため、心停止かどうかの判断に迷ったり、胸骨圧迫のやり方などが分からない場合は、119 番通報した際に電話を切らずに指示を仰ぐようにします。

### ② AEDの設置場所

- ① 保健室 ② 事務室 ③ 体育職員室 ④ 北棟2F 中央階段前 ⑤ 北棟3F エレベーター前**

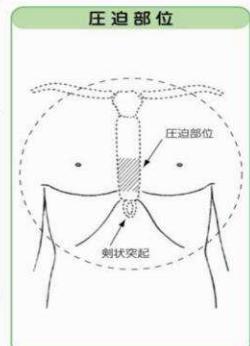
### ③ 一次救命処置(BLS)について

「人が倒れている」近づくその前に

- 周囲の安全を確認する(2次事故防止)
- 傷病者の状態を確認する(大出血の有無など)

#### 1 意識を確認する

- 肩を叩いて、声をかける



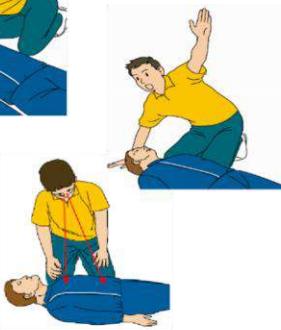
#### 2 協力者を求める

- 119番通報とAEDの手配をお願いする

#### 3 呼吸をみる

- 10秒以上かけないで、胸とお腹をみて、普段どおりの呼吸があるかを確認する

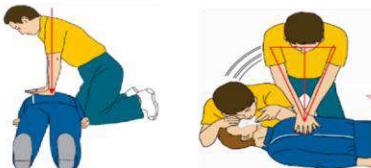
※死戦期呼吸を普段どおりの呼吸と間違えないようにする



※手掌基部は、適切な位置に置き、刺状突起を押さないように注意します。

#### 4 胸骨圧迫を30回

- 「胸の真ん中」を手掌基部で垂直に押し下げる
- 圧迫の深さは「少なくとも5cm」
- 圧迫の速さは「少なくとも100回／分」
- 圧迫は「強く・速く・絶え間なく」を意識する



#### 5 できれば、人工呼吸を2回

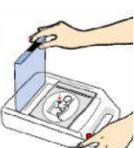
- 気道を確保する(頭部を後ろに下げて、あご先を上げる)
- 鼻をつまんで口を覆い、胸が上がるのがわかる程度吹き込む
- 1回の吹き込みに約1秒かける
- 吹き込んだら、つまんだ手と口を離す



#### 6 メッセージに従ってAEDを使う

※AEDのメッセージは、機種により若干の違いがある

##### STEP 1 電源を入れる



##### STEP 2 「電極パッドを装着してください」



- イラストのとおり貼る
- 電極パッドは、密着させる
- 水濡れや貼り・塗り薬などは取り除く
- コネクターがあるものは差し込む



##### STEP 5 胸骨圧迫と人工呼吸の繰り返し

- 直ちに
- ① 胸骨圧迫
- ⑤ 人工呼吸



##### STEP 4 「電気ショックが必要です」



●傷病者から離れる  
●ショックボタンを押す

##### STEP 3 「心電図を解析中です」



- 傷病者から離れる

##### STEP 6 以降もAEDのメッセージに従う

●AEDの電源は切らず、電極パッドは着けたままにする



 日本赤十字社  
Japanese Red Cross Society

《死戦期呼吸》 心肺停止が起こった直後には「死戦期呼吸」(しゃくりあげるような呼吸が途切れ//になる呼吸のこと)と呼ばれる呼吸が見られる場合もあります。救命処置においては、意識や呼吸の有無が「分からない」場合は、死戦期呼吸である可能性にも留意して、速やかに心肺蘇生とAED装着を実施する必要がある。

(20) 感染症による出席停止関係

**学校において予防すべき感染症の種類（学校保健安全法第19条 施行規則第18条）**

	感染症名	出席停止期間
第一種感染症	エボラ出血熱	
	クリミア・コンゴ出血熱	
	重症急性呼吸器症候群 (病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る)	
	痘そう（天然痘）	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルク病	完全に治癒するまで
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎（ポリオ）	
	ジフテリア	
第二種感染症	鳥インフルエンザ（H5N1）	
	※上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	
	インフルエンザ (鳥インフルエンザH5N1を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児は3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種感染症	コレラ	
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	パラチフス	
	流行性角結膜炎（はやり目）	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症 ・溶連菌感染症 ・ウイルス性肝炎 ・手足口病 ・伝染性紅斑（りんご病） ・ヘルパンギーナ ・マイコプラズマ感染症 ・流行性嘔吐下痢症、感染性胃腸炎 など	通常は「学校感染症」としての対応は必要なく、必要があれば「校長が学校医と相談をして学校感染症としての扱いをすることがあり得る病気」です。必ずしも出席停止になるとは限りません。

## 「学校において予防すべき感染症」による出席停止について

次の感染症にかかっていると診断された場合は、学校保健安全法により出席停止となります。  
出席停止（医師の指示期間）後の登校の際に、申請書を学級担任へご提出ください。

\*学校保健安全法第19条 施行規則第18条

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器感染症（SARS）、鳥インフルエンザ、（指定感染症及び新感染症）
第二種	インフルエンザ、百日咳、麻しん（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風しん（三日はしか）、水痘（水ぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎（はやり目）、急性出血性結膜炎（アポロ病）、その他の感染症

### 出席停止申請書

年 組 番 氏名 \_\_\_\_\_

下記の感染症について、\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日 医師の診断を受けたので報告いたします。

1 病 名 ( )

2 出席停止期間 ( 月 日 ~ 月 日 )

3 医療機関名 ( )

令和 年 月 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_

# 新型コロナウイルス感染症に関する出席停止申請書

都城泉ヶ丘高等学校 ( ) 年 ( ) 組 ( ) 番

氏名 \_\_\_\_\_

(注)

- ・出席停止期間は、欠席・早退・遅刻・欠課にはなりません。
- ・保護者の方の記入をお願いします。医療機関受診の有無に関わらずご提出ください。
- ・出席停止期間後の登校の際に申請書を学級担任に提出してください。

## 新型コロナウイルス感染症に関する出席停止の対象

※該当する項目にチェック☑ してください。

- ア 医療機関にて新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
- イ 感染者の濃厚接触者となった場合  
(同居家族が新型コロナウイルスに感染した場合など)
- ウ 発熱または、風邪症状等がある場合
- エ 感染の予防あるいは拡大防止のため、保護者の判断により登校させない場合
- オ ワクチン接種またはワクチン接種にともなう副反応による体調不良の場合
- カ その他の理由 ( )

上記の「新型コロナウイルス感染症に関する出席停止の対象」に該当するため、必要な期間を欠席いたしましたので報告いたします。

## 出席停止申請期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

令和 年 月 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_

# 緊急時 AED・車いす校内配置図

AED



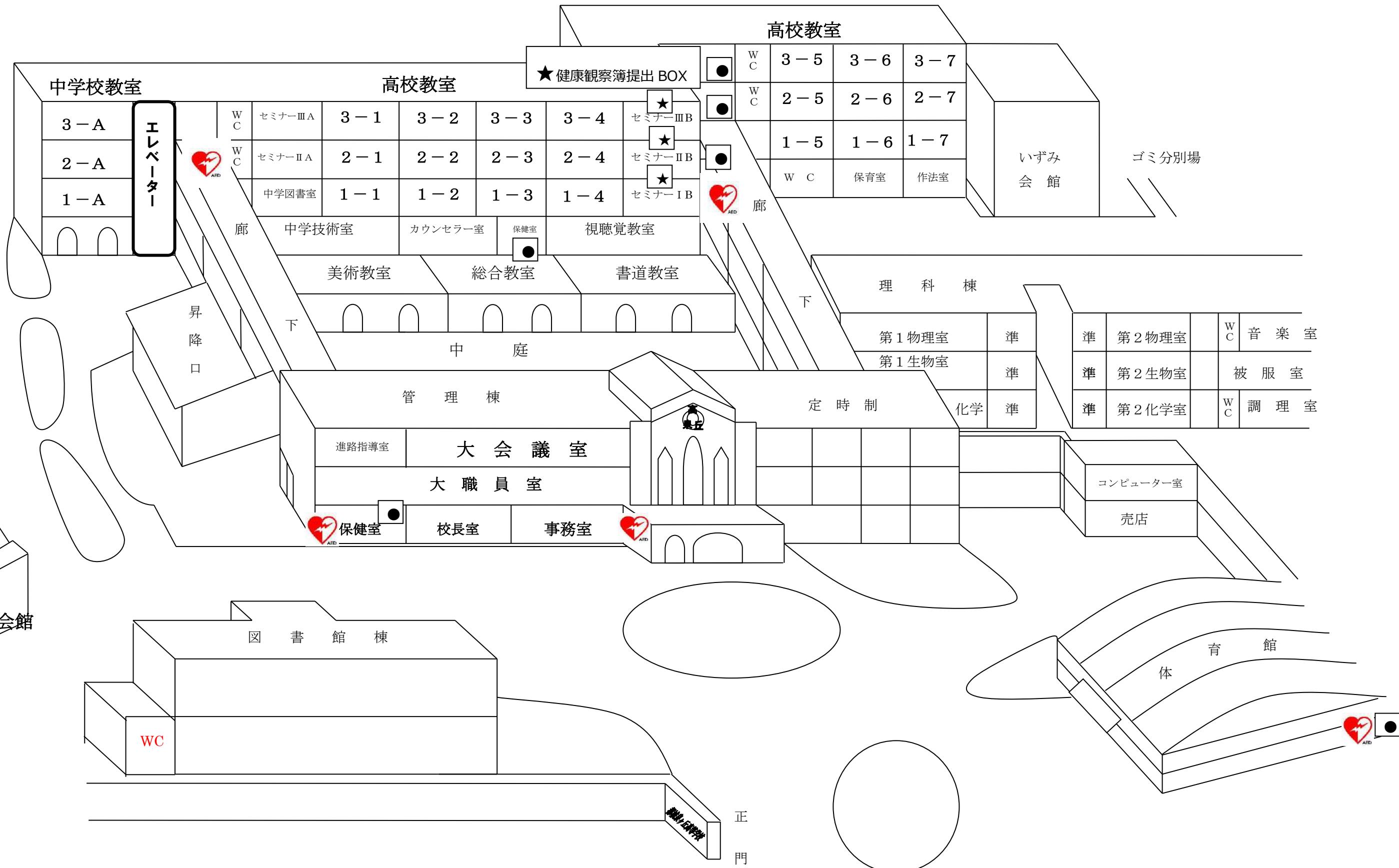
- 教室棟3F(セミナー2-A横)、教室棟2F(セミナー1B横)
- 事務室横、高校保健室、体育職員室

車いす



- 教室棟2F・3F・4F

- 保健室(中・高)、体育職員室



## (21) 不審者侵入の防止(3段階の観点)

学校への不審者侵入を防止する上では、①校門、②校門から校舎入口まで、③校舎への入口、という3段階の観点を持つことが重要である。

### (1) 校門及び校舎入口の管理

通常授業日の校門管理は、以下を基本とする。校長は、各学級担任を通じ、これを生徒及び保護者に周知するとともに、登下校時間の遵守を生徒に徹底させる。

時間	生徒・教職員	来校者・保護者
登校時間 ※8：20まで	●生徒は正門と北門から登校する。 ●警備員が正門を6時に解錠する。	●常に正門を使って出入りする。
授業中	●生徒・教職員とともに正門及び北門を使って出入りする。	
下校時間 ※時期・学年により時間帯は異なる	●生徒は正門と北門から下校する。	
下校時間後	●警備員が正門を23時に施錠する。	

### (2) 来校者の管理

校長は、全教職員へ指示・周知を通じて、下記の来校者対策を徹底し、不審者侵入に万全の対策を取るよう努める。

- 来校者向けに、正門に「御用の方は必ず事務室受付を通してください」の案内を掲示する。
- 来客の予定がある場合は、あらかじめ事務室職員へ連絡する。
- 事務室受付にて、一般来校者と保護者には来校者受付票に記入を求める。
- 一般来校者には「来校者シール」を1人1つ配布し、胸の位置につけるよう求める。
- 保護者にはネームホルダーの着用か「保護者シール」を胸の位置につけるよう求める。
- 保護者による自家用車送迎時の校内進入、用のない方の車両等の侵入は原則禁止とする。
- 教職員は、来校者とすれ違った際には積極的に挨拶・声掛けをするよう心がける。



来校者シール



保護者シール

### (3) 校内外の巡視

- 通常授業日は、毎日始業前と放課後は警備員が巡視を行い、授業中等は教頭が校内巡視を行う。
- 生徒指導部担当職員とPTA保護者が、毎月1回校区内の巡回パトロールを実施する。
- 地域見守りの住民の協力を得て、登下校時の生徒の見守り活動を実施する。